

○筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱

平成24年8月27日
市告示第131号

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑西市を広くPRするために作成した筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、市が定めたマスコットキャラクター「ちっくん」の基本デザイン(別図)及び市長が別に定めるその展開デザインをいう。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請等)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する時は、この限りでない。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (4) キャラクターの正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用について不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認するときはキャラクター使用承認決定通知書(様式第2号)により、承認しないときはキャラクター使用不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の順守事項)

第7条 キャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 使用の承認をされた目的及び用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) キャラクターの形又はキャラクターに使用されている色を著しく変更しないこと(単色により使用する場合を除く。)
 - (4) キャラクターを使用する物品等には「筑西市マスコットキャラクター ちっくん」の表記を付すこと。ただし、スペース等の関係で表記が困難な場合は、「(c) 筑西市」と表記を付すことをもって代えることができる。
 - (5) 承認にかかる物品等が完成したときは、速やかに当該完成品を市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合は、その写真の提出をもってこれに代えることができる。
 - (6) 商標登録出願を行わないこと。
- (承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について、適当と認めたときは、キャラクター使用変更承認決定通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

（承認の取消）

第9条 市長は、使用者がこの要綱及び承認内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取消することができる。

2 前項の承認の取り消しは、キャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）をもって行うものとする。

3 市長は、承認を取り消されたことにより使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

（責任の制限）

第10条 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、市は損害賠償又は損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほかキャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）



様式第1号（第4条関係）

キ ャ ラ ク タ ー 使 用 承 認 申 請 書	
年 月 日	
筑西市長 様	
（申請者）住 所 （団体にあっては、事務所等の所在地） 氏 名 印 （団体にあっては、名称及び代表者名）	
キャラクターの使用をしたいので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱 第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
有償・無償の別	有償（売価 円（税込）） ・ 無償
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 数 量	
使 用 責 任 者 （所属・氏名）	電話番号
添 付 書 類	1 企画書（商品名・レイアウト・図案・原稿等） 2 申請者の概要・現況を示すもの 3 その他参考資料
備 考	

キャラクター使用承認決定通知書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用については、次のとおり決定しましたので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱第5条の規定により通知します。

使用目的	
使用方法	
有償・無償の別	有償（売価 円（税込）） ・ 無償
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
付帯条件	使用に際しては、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱及び許可内容を順守すること。
備考	

キャラクター使用不承認決定通知書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用については、次のとおり不承認としましたので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱第5条の規定により通知します。

不承認の理由	<p>【根拠】</p> <p>筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第5条第1項第 号に該当するため。 <p>【理由】</p>
備 考	

様式第4号（第8条関係）

キャラクター使用変更承認申請書		
年 月 日		
筑西市長 様		
(使用者) 住 所 (団体にあっては、事務所等の所在地) 氏 名 印 (団体にあっては、名称及び代表者名)		
年 月 日付け第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱第8条の規定により申請します。		
変更内容	変 更 前	変 更 後
備 考		

※ 変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

キャラクター使用変更承認決定通知書

（使用者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで変更申請のありましたキャラクターの使用については、次のとおり決定しましたので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱第8条の規定により通知します。

変更内容	変 更 前	変 更 後
備 考		

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

キャラクター使用承認取消通知書

（使用者）

様

筑西市長 印

年 月 日付け第 号で承認したキャラクターの使用については、次のとおり承認を取り消しますので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」使用取扱要綱第9条の規定により通知します。

取消理由	
備 考	

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第8条関係)
様式第6号 (第9条関係)